

平成14年3月28日宣告 殺人被告事件

判 決  
被告人氏名, 本籍, 住居, 職業, 生年月日 (略)  
主 文  
被告人を懲役11年に処する。  
未決勾留日数中250日を刑に算入する。  
理 由

(認定事実)

被告人は, 平成13年4月1日午前0時ころ, 札幌市豊平区内の当時の被告人方において, 長女Bと共に就寝したところ, 同日午前3時ころ, 生活音で目を覚まし, 短大時代のクラス会から帰宅後いまだ就寝しないでいた妻A(昭和38年生)と口論になって激高し, 被告人方通路において, Aが死亡するに至るかもしれないことを認識しながら, あえて, Aに対し, 開いた右手の親指と人差し指の間でその首を力一杯突き, 次いで左手の平でその額を突いて床にあお向けに転倒させるなどして, Aを意識不明の状態にした上, Aの身体をタオルケットに包んで前記被告人方駐車場に運び出して自己の普通乗用自動車のトランク内に乗せ, 同車を運転して同市北区内の創成川船着場に至り, 同日午前4時ころ, 同所において, 依然意識不明の状態のAを創成川に投棄し, よって, そのころ, 創成川において, Aを頸部圧迫による窒息及び溺水, 又は溺水により死亡させて殺害した。

(証拠) (略)

(証拠説明)

- 1 被告人は, 公判廷において, 被害者Aに対し暴行を加えたこと及び被害者Aを創成川に投棄したことは間違いないが, その日時は平成13年4月2日の未明であり, また, 暴行を加えた際には被害者Aを殺害するつもりはなく, 被害者Aを創成川に投棄した際には既に被害者Aは死亡していたものと思っていたなどと供述し, 弁護人も, これに沿って, 被告人は被害者Aに対し暴行を加えた際及び被害者Aを創成川に投棄した際にはいずれも殺意を有しておらず, また, 被告人の投棄行為と被害者Aの死亡の結果との間に因果関係はないから, 被告人には傷害致死罪と死体遺棄罪の併合罪又は傷害致死罪のみが成立するにすぎない旨主張しているもので, 以下この点について検討を加えることとする(なお, 以下, 年の記載を省略した月日のみの記載は, いずれも「平成13年」を表すものとする。)
- 2 関係各証拠によれば, 以下の事実が認められる。すなわち,
  - (1) 被害者Aは, 3月31日の夜, 短大時代のクラス会に出席し, 4月1日午前2時前ころ, 札幌市豊平区内の自宅(以下「被告人方」という。)に帰宅したところ, 他方, 被告人及び長女Bは, 3月31日の夜は被告人の実家に泊まる予定であったところ, 予定を変更して同日夜被告人方に帰宅し, 4月1日午前0時ころ長女Bと共に就寝したこと
  - (2) 被告人は, 4月1日又は同月2日のいずれかの未明, 生活音で目を覚まし, その後, 被害者Aと口論になって激高し, 被告人方通路において, 被害者Aに対し, 開いた右手の親指と人差し指の間でその首を力一杯突き, 次いで左手の平でその額を突いて床にあお向けに転倒させるなどの暴行を加え, これにより, 被害者Aは動かなくなったこと, 被害者Aは, 被告人から暴行を加えられた際, 「きゃー」というような悲鳴を上げたこと
  - (3) 被告人は, 当時, 身長約163センチメートル, 体重約80キログラムであり, 他方, 被害者Aは, 当時, 身長約160センチメートル, 体重約53キログラムであったこと, 被告人は, 被害者Aのおおよその身長及び体重を認識していたこと
  - (4) 被告人は, 前記暴行により床に転倒した被害者Aが死亡したものと思ひ, 被害者Aの足を揺するなどしたもの, 脈を取ったり呼吸を確認するなどして生死を確認することはせず, 人工呼吸をしたり, 救急車を呼ぶなどの救命措置も一切講じていないこと
  - (5) 被告人は, 前記暴行により転倒して動かなくなった被害者Aを隠そうと考え, 被害者Aの身体をタオルケットに包んで前記被告人方駐車場に運び出して自己の普通乗用自動車のトランク内に乗せた上, 同車を運転して同市北区内の創成川船着場に至り, 前記暴行を加えた日の未明, 同所において, 依然動かない状態の被害者Aを創成川に投棄したこと

- (6) 被害者Aは、頸部圧迫による窒息及び溺水、又は溺水により死亡したものと推認されること
- (7) 被害者Aは、死亡した時からさかのぼって約6日以内に、前額右側の皮下出血、左頭頂後頭部の挫裂創、左頭頂後頭部の皮下出血、甲状軟骨の左右上角の骨折、甲状軟骨の左上角の外側の出血、舌根部の出血、右側胸部・右臀部・左大腿部の皮下出血の各傷害を負ったこと、前記各傷害は、被害者A死亡の時からさかのぼって1時間前に受傷したとしても矛盾がないこと
- ① 被害者Aの受傷のうち、甲状軟骨の左右上角の骨折、甲状軟骨の左上角の外側の出血、舌根部の出血は、絞頸、扼頸又は縊頸により発生したものと考えられ、被害者Aの首を開いた右手の親指と人差し指の間である程度強い力で突いた場合にも前記傷害が生じる可能性があること
- ② 被害者Aの受傷のうち、前額右側の皮下出血は、ある程度強い力でこぶしで殴ったり足でけるなど鈍体が作用して発生したものと考えられ、左手手の平でその額を突いたとしても、左手の掌底部が前額右側部分にある程度強い力で当たったような場合であれば、前記傷害が生じる可能性があること
- ③ 被害者Aの受傷のうち、左頭頂後頭部の挫裂創及び皮下出血は、ある程度強い力で細い棒や角材等の稜のある鈍体が作用した際に同時に発生したものと考えられ、立っていた被害者Aが転倒する際ドアのノブに左耳方向から左頭頂後頭部に向かう角度で左頭頂後頭部を当てた場合にも前記傷害が生じる可能性があるものの、頭をぶつけることなくあお向けに転倒した場合には前記傷害が生じる可能性はないこと
- ④ 被害者Aの受傷のうち、右側胸部・右臀部・左大腿部の皮下出血は、ある程度強い力でこぶしで殴ったり足でけるなど外力（鈍体）が作用して発生したものと考えられ、立っていた被害者Aが床にあお向けに転倒しただけでは前記右臀部の傷害は生じにくいこと
- (8) 被告人は、4月4日、右手の人差し指と中指の基節がはれており、右手の中指の基節と中節の中間付近に長さ約8ミリメートル、幅約2ミリメートルの傷痕があること、右手の人差し指と中指の基節のはれは皮下出血で、同日からさかのぼって約6日以内に、鈍体がある程度強い力で作用して発生したものと考えられ、人の身体をこぶしで殴った際にできたことが考えられること、右手の中指の基節と中節の中間付近の傷痕は表皮剥奪又は浅い挫裂創で、同月21日からさかのぼって約1週間以上約1か月以内に、薄い鈍体が作用して発生したものと考えられ、人のつめで引っかいた際にできたことが考えられること、被告人方浴室に至るドアとその縦枠との間に右手を挟んだ場合、前記中指の傷痕は生じる可能性があるものの、前記基節のはれは通常できないと考えられること、被告人方浴室のドアとその縦枠との間に右手を挟んだ場合、前記基節のはれは生じる可能性があるものの、前記中指の傷痕は生じないと考えられること
- (9) 被告人方においては、4月19日、ルミノール検査が実施されているところ、玄関から居間へ至る通路上に、最大幅35センチメートル、全長426センチメートルのSの字を呈した帯状の、30センチメートル×12センチメートル及び50センチメートル×21センチメートルのだ円状の、3センチメートル×8センチメートル及び3センチメートル×4センチメートルの半円状の各陽性反応があり、浴室内の排水溝に沿って、最長部分で43センチメートル、全長91センチメートル、幅2センチメートルの線状の陽性反応があったこと、前記のとおり陽性反応があったことは、被害者Aの前記左頭頂後頭部の挫裂創からの出血が自然に広がったとすれば矛盾しているものの、出血した血液をぞうきんでふいたり水で流したため血液が広がったとすれば矛盾しないこと、また、被害者Aの受傷からすると、前記のとおり陽性反応があったことは、左頭頂後頭部からの出血のみが原因となっているか、左頭頂後頭部からの出血と鼻からの出血が原因となっているかのいずれかと考えられること
- (10) 前記普通乗用自動車のトランク内には、4月3日、こぶし大の血痕と思われるしみが2か所あったこと、前記しみは、被害者Aの受傷のうち、左頭頂後頭部からの出血のみが原因となっているか、左頭頂後頭部からの出血と鼻からの出血が原因となっているかのいずれかと考えられること
- (11) 被告人は、格闘技に興味を持ち、中学生のころから成人するころまで、知

人から指導を受けあるいは独学で拳法の練習をしていたこと  
などの事実が認められる。  
さらに、前掲各証拠によれば、前記被告人方と同じ3階の北側にあるa号住  
室は、4月1日午前3時ないし同日午前3時0分ごろ、被告c号室の居住者  
ら、男性の怒鳴り声、女性の助けを求めようとする悲鳴及び何かがうなる  
ような鈍い音を聞いていること（d号室の居住者も同日午前3時0分ごろ、  
こえたのは3月31日、4月1日、同日午前3時0分ごろ、被告c号室の居住者  
ないかと思う旨供述しているもの、同月1日、同日午前3時0分ごろ、被告  
ではないし、他の居住者の供述と併せ考えると、4月1日、同日午前3時0分  
である。）d号室の居住者は、その後、トイレ付近から水が流れていること  
とぎれながら7回くらい流れ音を聞いていたことが認められる。  
そうすると、前記認定の事実を総合すれば、被告人が、4月1日午前3時こ  
ろ、被害者Aと口論になって激高し、被害者Aに對し、開いた右手の親指と人  
差し指の間でその首を力一杯突き、次いで左手の平で、その額を突いて床に  
向けに転倒させるなどの暴行、前額右側の皮下出血、左頭頂後頭部の挫創及  
び皮下出血、右側胸部・右臀部・左大腿部の皮下出血の各傷害が生じると  
暴行を加え、被害者Aを意識不明の状態に陥らせた上、被害者Aを隠そうな  
と考え、被害者Aの身体をタオルケットに包んで自己の普通乗用自動車のト  
ンク内に乗せた上、同車を運転して創成川船着場に至り、同所において、依  
意識不明の状態にある被害者Aを創成川に投棄し、その結果、そのころ、創  
成川において、被害者Aを頸部圧迫による窒息及び溺水、又は溺水により死  
させた事実を合理的に推認することが可能である。  
3 ところで、被告人は、捜査段階において、逮捕直後は犯行を否認し、C某あ  
るいはその若い衆2人が被害者Aを殺害したのではないかと供述し、C某あ  
ていたところ、その後、被害者Aに對し暴行を加えた上被害者Aを創成川に  
棄したことを認め、警察官に對し、おむね以下のように述べた。被害者Aを  
いる。すなわち、「4月1日午前0時ころまでテレビを見た後、生活音が目  
錠を服用してから娘と共に就寝したが、同日午前3時ころ、被害者Aのど  
た。被害者Aと口論になり、被害者Aの言葉に逆上し、被害者Aのど元を  
面から右手の親指と人差し指の間で張手のように強烈に突き、すぐ様  
送り出しなが左手の平で被害者Aの額を下方に力強くはたき、落とす  
に倒す中国拳法の神掌翻山という技を掛けた。その直前に、自分は『何  
前』と怒鳴り、被害者Aも自分の興奮状態を見て『きや一』など大声を出  
ているはずである。自分が攻撃を加えた時に、被害者Aの頭か顔が壁か  
たった『ドン』という大きな音がしており、被害者Aはその場にすぐ倒  
うに横たわり、それ以降しばらくとも動かなくなったので、被害者Aが死  
思った。自分は、頭の中が真っ白になったが、寝室には娘がおり、被害  
どこかに隠さなければならない、母を亡くした娘の将来を考えるとこの  
察や消防には連絡できないと思い、自分の車を非常階段の所まで移動  
ランクを開け、自宅に戻り、タオルケットに包んだ被害者Aを抱き抱え  
を下り、車のトランク内に横にして入れた。再び自宅に戻って床に落  
被害者Aの血をぞうきんかタオルでふき取り、そのぞうきんと被害者Aの  
ダルを持って車に戻った。その後、車を運転して創成川に着き、同日午  
ころ、被害者Aを川に流した」旨供述しており、検察官に對しても、被害  
に對し暴行を加えたことについて、これに沿う供述をしている（なお、被  
の検察官調書においては、被告人が被害者Aに對し暴行を加えたといわれ  
記載されていないが、警察官に對する供述を否定する趣旨ではないものと  
できる。）。しかしながら、被告人は、被害者Aの言動に激高した原因につ  
て、当初は「思いつかない」「分らない」などと供述し、その後、「被害  
Aのことや借金のことではないし、被害者Aの帰りが遅いと男といたのか  
の邪推でトラブルになったわけではない」「仕事が決まらないことや借金  
こともあり、毎日いららして落ち着かず、このようなことが続けば離  
婚話が出るのではないかと思っていたところ、被害者Aに對し離婚を考  
るのではないかと尋ねると、自分の予想に反して『その話は明日しまし  
『仕事が決まらないくらいでそんなことを考えるのはひきょう者だ』  
れ、被害者Aが離婚のことを考えていたと自分を感じたこと、自分を  
わりしたと、被害者Aが自分をいやがる感じがしたところ、被害者Aが

両手を伸ばす態度を取ったことで興奮した旨供述し、さらに、以上に加え、  
て、「被害者Aが『Dさんという男性の方はすてきな方で…』などと、他の男  
性を引き合いに出して自分と見比べていると思ひ、自分のことを他の男と比較  
するのは絶対に許せないという気持ちで腹を立てた」などと供述するに至っ  
ている。

これに対し、被告人は、公判廷において、被害者Aに対して暴行を加えたるこ  
と及びその際の状況、その後被害者Aを創成川に投棄したと及び投棄するに  
至るまでの状況等については、おむね捜査段階の供述に沿う供述している  
ものの、被害者Aに対して暴行を加えたのは4月1日ではなく同月2日である  
などと供述し、また、被害者Aの言動に激高した原因については、「被害者Aに  
対して離婚を考えているのではないか尋ねると、自分の予想に反して『その話  
は明日にしましょう』『仕事がないから見切りを付けて離婚するとかっという  
考え方はひきょう者の考え方で、私はそういう考え方はしない』と言われ、  
被害者Aが離婚のことを考え、自分をひきょう者呼ばわりとしたと思ひ、こと  
で頭に血が上りかっとなつていて、被害者Aに『Dさんという人は立派な  
方で…』などと自分を比較するようなことを言われ、さらには、自分たちの夫婦生活につ  
いて話がかたがたと言われ、興奮してしまつた」などと供述している。

そこで、被告人の捜査段階及び公判廷における供述の信用性について検討す  
る。

まず、被告人の捜査段階の供述についてみると、①被害者Aは前記2の(7)  
の各傷害を負ったことが認められるのに対し、被告人は、被害者Aに対し、開床  
の右手の親指と人差し指の間でその首を突き、左手の平でその額を突いて、  
におお向けに転倒させたこと以外、その暴行は加えていない旨供述している点、②  
被告人方の玄関から居間へ至る通路の広範囲及び浴室内の排水溝に沿つた部  
分においてルミノール検査で陽性反応が認められたのに対し、これに対応する  
出血があつたこと又は床上を広範囲にわたるざうきんでふいたこと、及び浴室  
で血液を洗い流したことについて何ら説明されない点、③ハルシオンを3  
錠服用したというのに、その約3時間後に被害者Aと口論になり、被害者Aに  
対し暴行を加え、その後自動車を運転して創成川に至り、被害者Aを川に投棄  
するなど睡眠薬を多量に服用したとおよそ考えられない行動を取っており、  
また、ハルシオンを差し押さえるべき物の一つとして被告人方を捜索したもの  
のハルシオンが発見されていない点、④被害者Aの言動に激高した原因に関す  
る供述が変遷し、殊に「D」なる男性と比較された旨供述している部分につ  
ては、供述に至つた経緯が唐突である上、被告人にとっては特に印象に残るは  
ずの重要な事柄であるにもかかわらず、逮捕後約20日も経ってから「思い出  
した」というのは不自然である点などにおいて疑問もあるものの、⑤4月1日  
に被害者Aに対し暴行を加えたという点、⑥被害者Aに加えたという暴行の内  
容の点、⑦被害者Aを創成川に投棄したという点に限ってみれば、前記の外形  
的事実に符合する上、自己の心情を交え、ある程度具体的に、かつ自然の流  
れに沿つた形で供述されていること、犯行日についても捜査官に確認され根拠  
を示した上で供述されていること、被告人の供述する犯行後の状況からも格別  
不自然、不合理な点はないこと、前記①ないし④の疑問点はいずれも被告人が自  
己の刑責を軽減するためその供述をしていると考えることも可能であること  
などに照らすと、前記⑤ないし⑦の諸点に関する限り十分信用できるとい  
うべきである。

次に、被告人の公判供述についてみると、①犯行日が4月2日であるとい  
う点については、その根拠が同月1日に娘を連れて新さっぽろにある映画館に映  
画を見に行き、その話を被害者Aにしたというものであり、捜査段階において  
はこの点をはっきり思い出していなかつたなどと供述しているところ、かかる被  
告人にとって重要な事実について犯行後1か月前後の捜査段階でははっきり思  
い出すことができず、その後思い出したというのは不自然であること、被告人  
方マンションの居住者らが4月1日未明に被告人方の方向から男性の怒鳴り  
声、女性の助けを求めよう悲鳴、何かがぶつかるといふような数回の鈍い音を聞  
いていることを知つた被告人が自己の刑責を軽減するため供述を変更したと考  
えることも可能であること、捜査段階の犯行日に関する供述が前記のとおり信  
用できることなどに照らし、①の点の公判供述は到底信用できないし、また、  
②被害者Aの言動に激高した原因についての供述中、「D」なる男性と比較さ

記のす乏被供も旨矛盾  
前性に公判したと  
自体信用おいた間  
こと減も被告3日  
こと軽述廷告月  
うを供判し、が  
とい責公判、被  
たの刑公は、被  
っ己の点E旨、  
か自の点E旨、  
なは②の点E旨、  
せに②の点E旨、  
出述と、母帰た  
い供の養母帰た  
思判すの養母帰  
初公から午後8時  
当の公から午後8時  
の公から午後8時  
階の公から午後8時  
段の公から午後8時  
査の公から午後8時  
捜の公から午後8時  
も、この公から午後8時  
点、この公から午後8時  
する、この公から午後8時  
と、この公から午後8時  
など、この公から午後8時  
れ、この公から午後8時

4 認 以上要するに、被告人の供述を検討すると、前記外形的事実から合理的に推  
認できる事実と同様の事実を認定することができるといえる。原因に  
4 なお、検察官は、被告人が被害者Aの言動に激高した準備する必  
ついで、被告人は本件犯行当時多額の借金を抱え、その返済に資金調達の協力を拒絶す  
要に迫られており、被害者Aに対し資金調達を求めた旨主張している。こ  
告人の多額の借金の存在について知った被害者Aが、資金調達を拒絶する  
るところ、被告人に対し離婚話を持ち出した被害者Aは、平成6年11月ころ  
そこで、検討するに、関係各証人によれば、被告人は平成11年9月ころ  
から消費者金融会社に勤務したものの、不正融資をしたことか平成11年9  
月ころ懲戒解雇されたこと、同年10月ころからは別の消費者金融会社でアルバ  
イトとして働くようになり、同年12月ころからはスナックの経営も始めたも  
ののいずれも長続きしなかつたこと、平成12年5月ころからの個人金融業者と  
の下で働き、同年10月ころからは同人の経営する福島県内の店舗の責任者  
として単身赴任したものの、300万円余りの金員を使い込んだため同年12月  
に解雇され、その後札幌市内の自宅に戻ってからは仕事に就いていないこと  
と、4月1日当時、消費者金融会社等に対し、800万円を超える借金を負っ  
ていたこと、知人に依頼して、被害者A名義で消費者金融会社から合計で約4  
00万円の借金をしていたこと、Fと名乗って2月9日及び3月2日に、消費  
者金融会社に対し電話を掛け、被告人方に被告人名義の借金の請求書や督促状  
を送らないように要請していることなどを知らなかつたこと、以上の事実か  
ら、被告人が被害者に多額の借金をあることなどを知らなかつたこと、以上の  
原因が検察官の主張するようない事実であつたこと、以上の事実から、被告  
しかながら、被告人の供述は、「D」なる男と比較されたなどという点  
は信用できないものの、その他の点については、いづれも前述の被告人の生活  
状況等に照らしても矛盾するものとはいえず、一応の合理性のある内容とい  
べきであり、そうすると、検察官の主張するようない事実を合理的な疑いを入  
れないものとして認定することはできず、結局のところ口論の原因は不明である  
といわざるを得ない。

5 殺意の有無について  
そこで、殺意の有無について検討するに、前記認定の事実によれば、被告人  
が体格差のあることを十分認識している被害者Aに対し、開いた右手の親指と  
人差し指の間でその首を力一杯突き、次いで左手の平でその額を突いて床にあ  
お向けに転倒させるなどした暴行の態様、被告人には格闘技の心得があること  
と、被害者Aが転倒して意識不明の状態になつた後、生死を確認しようとして  
ず、被害者Aが死亡することが全くの予想外であるならば講ずるはずの救命措  
置を何ら講じていないこと、原因は不明とはいへ被害者Aと口論になり、被害  
者Aの言動に激高したことがきっかけで暴行を加えていることなどに照らし、  
被告人が被害者Aに対して暴行を加えた際、被告人が自己の行為によって被害  
者Aが死亡するかもしれないとの認識をもつてあえて行動に出たことを十分に  
うかがうことができる。ただ、前掲各証人によれば、被害者Aと口論になつた  
原因が不明である上、激高してとつさうなる暴行に及んだものであり、被告人が被  
害者Aに対して殺意を抱く動機となるようないこと、被告人が被害者Aに被  
害者Aが凶器を使つていない上、被害者Aに対する暴行は前記のとおりであり、それ  
以外の暴行があつたとまでは認められないことなどからすれば、被告人が被害  
者Aに対して暴行を加えた際、被害者Aに対する確定的な殺意を抱いていたと  
認めるには、なお合理的な疑いを入る余地があるといわざるを得ない。ま  
た、被告人は、捜査公判を通じ、被害者Aを創成川に投棄する際には既に被害  
者Aは死亡していたものと思つてい旨供述しているところ、被告人の暴行に  
より被害者Aが意識不明の状態に陥り、その後被害者Aを投棄するまでの間被

害者Aが意識不明の状態にあったことを否定できない以上、被告人の供述が不  
合理ということとはできないから、被告人が被害者Aを創成川に投棄する際に殺  
意を有していたと認めることはできない。  
以上によれば、被告人が、被害者Aに対しその枢要部である首や額に攻撃を  
加えた際、場合によっては被害者Aを死亡させたに至るかもしれないが、  
それもやむを得ないという気持ちを抱いていた事実は十分にこれを認定す  
ることができる。すなわち、前記客観的事実と被告人の供述とを併せ考  
えれば、被告人が本件犯行に際し、被害者Aに対し殺意を少なくとも未  
必的に抱いていたことは、何らの疑念を抱く余地なくこれを認定するこ  
とができるというべきである。

- 6 暴行と死亡の結果との間の因果関係の有無について  
ところで、前記のとおり、被害者Aの死因は頸部圧迫による窒息及び溺水、  
あるいは溺水であるから、いずれにせよ、被害者Aの死亡の結果は被告人が被  
害者Aを創成川に投棄したことにより発生したものと認められるところ、前記  
のとおり被告人が被害者Aを創成川に投棄する際には既に被害者Aが死亡して  
いたものと思っていたというのであるから、被告人の加えた暴行と被害者Aの  
死亡という結果との間に因果関係を認めることができるとは問題となる。  
しかしながら、被告人は、被害者Aに対し暴行を加えたことにより被害者A  
が転倒して意識不明の状態に陥ったのを見て被害者Aが死亡したと思ひ込み、  
犯行の発覚を防ぐため被害者Aの遺体を隠さなければならぬと考へて被害者  
Aを創成川に投棄したというものであるところ、犯人が殺意を有して被害者に  
対し暴行を加え重篤な傷害を加えた結果、被害者を仮死的状態に陥らせ、被害  
者が死亡したのもと思ひ込んだ場合に、犯人が犯行の発覚を防ぐ目的で被害者  
を山林、砂中、水中等に遺棄し、その結果被害者を凍死、窒息死、溺死等させ  
ることは通常考えられる現象であり、犯人としても当然予想し得たものとい  
うことができる。したがって、本件において、被告人の暴行と被害者Aの死亡  
という結果との間に刑法上の因果関係が認められることは明らかである。
- 7 以上の次第で、前掲各証拠を総合すれば、未必的殺意の点も含め判示事実は  
十分にこれを認定することができ、被告人の供述中判示認定に反する部分はこ  
れを信用することができず、これによつて判示認定に合理的な疑いを差し挟む  
余地はない。

(適用法条)

罰条	刑法199条
刑種の選択	有期懲役刑
主刑	懲役11年
未決勾留日数	刑法21条(250日算入)
訴訟費用	刑事訴訟法181条1項ただし書(不負担)

(量刑事情)

本件は、被告人が、判示のとおり、深夜、妻である被害者と口論となって激高  
した挙げ句、被害者が死亡に至るかもしれないことを認識しながら、あえて、被  
害者に対し、暴行を加えて被害者を意識不明の状態にした上、被害者を河川に投  
棄して死亡させたという事案である。

その犯行の動機は明らかではないが、いかなる事情があるにせよ、他人に暴力  
を振るうことが絶対に許されないのはいうまでもなく、被害者の言動に触発され  
たのが原因であるとしても、被告人の行為は余りにも短絡的かつ自己中心的とい  
うべきである。

その犯行の様態をみても、被害者の首や額に強度の攻撃を加えるなどして被害  
者を意識不明の状態にし、被害者が死亡したと思ふや犯行を隠そうと考へ、被害  
者を自動車のトランク内に乗せて河川の船着場まで運び、河川に投棄して死亡さ  
せたというもので、格闘技の心得のある被告人が体格差があり無抵抗の被害者に  
対しいきなり強度の暴行を加えたこと自体、凶暴かつ卑劣で悪質である上、被害  
者が意識を失った際に救命措置を講じていれば被害者の死亡という最悪の結果を  
回避することができたとも考へられるのに、被害者の生死を確認することもせ  
ず、ひたすら自己の犯行を隠すことのみを考へ、被害者を河川に投棄した点は、  
冷酷かつ残忍というほかはない。犯行後も、被害者が失踪したように装い、被害  
者の安否を気遣う親族らに対しいその事実を並べ立て、警察に捜索願を出し、被  
害者の血の付いた自動車のトランク内のカバーを捨てるなど様々な罪証隠滅工作  
を行っており、その行状も悪質で許し難い。

被害者は、最も信頼していたはずの夫に突然暴行を加えられ、意識を失ったまま春先の冷たい河川に投棄されて殺害されたもので、もとより特段の落ち度があるとは認められず、自分が殺害されなければならない理由すら分からないまま幼い娘を残して非業の死を遂げたもので、その無念の思いは察するに余りある。また、残された遺族の悲嘆は計り知れず、取り分け被害者の娘からみれば、自分の父親によって母親が殺害されたもので、現在その事実を知らされていないとしても、本件の結果は余りにも残酷で痛ましいの一語に尽き、いずれは真実を知るとであろうと思われ、その場合の精神的衝撃には余人の想像を超えるものであると推察される。それにもかかわらず、被告人は、数々の犯行隠ぺい工作を行って遺族の気持ちを逆なでし、しかも逮捕直後は犯行を否認し、犯行を認めた後も不自然、不合理な弁解を繰り返しているのであって、被害者の両親が被告人に対する嚴重処罰を望み、また、被害者の姉が当初は極刑までは望んでいなかったものの現在では極刑を望むようになった旨意見を陳述しているのも、遺族の心情としては十分理解できるところである。

このような諸事情に照らせば、犯情は大変よくなく、被告人の刑事責任は誠に重大である。

しかし他方、本件は偶発的犯行である上、被告人が確定的殺意を抱いていたとまでは認められないこと、被告人が公判廷において、被害者を死亡させたことについて被告人なりに反省の態度を示し、社会復帰後遺族に対してできる限りの償いをしたい旨述べていること、被告人の養母が遺族に対して慰謝料と被害者の娘の養育費の支払を申し出ており、遺族側もその申出を受諾していること、今後も被告人の養母による協力が期待できること、被告人には交通違反以外に前科前歴がないことなど、被告人に有利にしんしゃくすべき事情もいくつか見いだすことができる。

そこで、これら被告人に有利不利な一切の事情を総合し、また、被告人の養母からの前記申出を受諾してもなお遺族側の被害感情には厳しいものがあることをも考慮して、主文の刑を定めた。

平成14年3月28日

札幌地方裁判所刑事第3部

裁判長裁判官	佐	藤	學
裁判官	松	井	芳
裁判官	村	山	智
			英